

厚生省発保第97号  
平成12年4月12日

都道府県知事  
市町村長  
各国民健康保険組合理事長 } 殿

一部改正 厚生労働省発保0511第1号  
令和5年5月11日

厚生事務次官

国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、別紙「国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱」により行うこととされ、平成12年4月1日から適用することとされたので通知する。